

福井県公共工事入札監視委員会の開催概要について

このことについて、令和3年度福井県公共工事入札監視委員会（第1回）を開催しましたので、その概要をお知らせします。

記

1 日 時 令和3年7月21日（水） 9：30～11：20

2 場 所 県庁10階 審問廷

3 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、藤井委員（五十音順）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - 1 入札および契約に係る制度の運用について
 - 2 抽出事案審議
 - 3 談合その他の不正行為に関する事項について
- (3) その他
- (4) 閉会

5 会議概要

(2)-1 入札および契約に係る制度の運用について（令和2年10月1日～令和3年3月31日）

- ・ 契約件数、落札率の状況について説明
- ・ 指名停止の運用状況について説明
- ・ 総合評価落札方式の実施状況について説明

Q プロポーザルにより随意契約となった案件は、どういった審査を実施しているのか。また、選定委員の構成は。

A 建築設計のプロポーザル方式は、設計会社と設計者で構成される提案者について、実績や技術力、設計コンセプト、イメージを示す技術提案の内容を総合的に評価し、受託者となる者を選定するものである。また、選定委員については数名で構成され、業務内容によっては外部専門家の委員を含む場合もある。

(2)-2 抽出事案審議

ア 抽出事案1

- Q 入札参加者の2者のうち、入札金額の高い業者が落札しているが、なぜか。
A 金額の低い業者の入札金額が最低制限価格を下回り、失格となったことによる。

イ 抽出事案2

- Q 入札方式について、価格競争、総合評価のどちらを採用するか、基準があるのか。
A 舗装工事については設計金額1千万円以上の工事を総合評価落札方式の対象としているが、交通量や人口集中地区に該当するか否かについても判断基準としている。

ウ 抽出事案3

- Q 入札金額が基準価格を下回った場合、直ちに失格者とはならないのか。
A 本案件は総合評価落札方式を採用しており、入札金額が基準価格を下回っても直ちに失

格となるのではなく、評価値が減少するという方法で評価している。

Q 評価値が下がるのは、他の入札においても影響するのか。

A 本案件にのみ適用され、他の入札には影響はしない。

Q 地域防災力維持型を適用する工事とはどういったものか。

A 設計金額が3千万円以上7千万円未満の土木一式工事のうち、高度な技術を要しないものを対象としており、本案件はこれに該当したため、地域防災力維持型を採用してる。

エ 抽出事案4

Q 書類提出がなかったことにより失格とのことだが、どうして提出されなかったのか。

A 入札終了後に業者に聞き取りを行ったところ、不注意で書類の添付を忘れたとのことであった。

Q 提出資料が不備の場合、是正するよう指導は行わないのか。また、救済措置はないのか。

A 書類未提出による不備については、不注意によるものとのことであったので、今後は不備がないよう指導は行ったが、入札に関して、一旦提出された書類の撤回、内容の修正等は認めていない。

オ 抽出事案5

Q 工事と委託業務では最低制限価格の設定に違いがあるのか。

A 国の中央公契連モデルに基づき、本県ではいずれも予定価格の80%~92%の範囲で設定している。

(2)-3 談合その他の不正行為に関する事項について

期間中に談合情報が1件あったことを報告